

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

No.	申請書頁	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
1	45	第12条の2（運転管理業務）	<p>変更後欄</p> <p>(5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために<u>行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。</u>なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、<u>第16条に従い実施する。</u></p>	<p>変更後欄</p> <p>(5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために<u>行う原子炉施設の定期的な試験・確認等を実施する。</u>なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、<u>第16条に従い実施する。</u></p>	記載の適正化（第14条（運転管理に関する内規の作成）の(6)項と内容重複するため。）	
2	163	第48条（余熱除去系への漏えい監視）	<p>変更後欄</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、<u>定期事業者検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</u></p>	<p>変更後欄</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は、<u>定期事業者検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</u></p>	記載の適正化	
3	202	第84条（重大事故等対処設備（3号炉）） 84-4-1 炉心注水および再循環運転	<p>変更後欄</p> <p>2) 確認事項 つづき</p>	<p>変更後欄</p> <p>(2) 確認事項 つづき</p>	記載の適正化	
4	212	第84条（重大事故等対処設備（3号炉）） 84-4-5 代替再循環運転 一格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁による代替再循環運転	<p>変更後欄</p> <p>3) 要求される措置</p>	<p>変更後欄</p> <p>(3) 要求される措置</p>	記載の適正化	
5	213	第84条（重大事故等対処設備（3号炉）） 84-4-6 代替再循環運転 一高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環および格納容器再循環ユニットによる格納容器内冷却	<p>変更後欄</p> <p>(2) 運転上の制限</p>	<p>変更後欄</p> <p>(1) 運転上の制限</p>	記載の適正化	
6	322	第86条（運転上の制限の確認）	<p>変更後欄</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場</u></p>	<p>変更後欄</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場</u></p>	記載の適正化	

No.	申請書頁	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
			合等においては、 <u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u> により行う。	合等においては、 <u>実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。</u> により行う。		
7	336	第99条(放射性固体廃棄物の管理)	変更後欄 11 <u>放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面密度限度</u>についての確認を省略できる。</u>	変更後欄 11 <u>放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面汚染密度</u>についての確認を省略できる。</u>	記載の適正化	第2編も同じ
8	346	第119条(施設管理計画)	【変更後欄】 3. 保全対象範囲の策定(中略) (7) その他自ら定める設備	【変更後欄】 3. 保全対象範囲の策定(中略) (7) <u>第102条(表102)に定める放出管理用計測器および第114条(表114)に定める放射線計測器類</u> (8) その他自ら定める設備	運用の明確化(第102条(表102)に定める放出管理用計測器および第114条(表114)に定める放射線計測器類の機能維持を行うことを明確に位置づける。)	第2編も同じ
9	347	第119条(施設管理計画)	変更後欄 5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために <u>4.の施設管理の重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u>	変更後欄 5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために <u>4.の施設管理の重要度を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u>	運用の明確化(実用炉規則の要求事項(施設管理目標には、重要度の高い系統について定量的に定める目標を含むこと)を明確にする。)	
10	350	第119条(施設管理計画)	変更後欄 6. 2 <u>設計および工事の計画の策定</u> (1) 組織は、 <u>設計および工事を</u> 実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画(法令に基づく手続き ^{※4} の要否を含む。)を策定する。	変更後欄 6. 2 <u>設計および工事の計画の策定</u> (1) 組織は、 <u>設計および工事を</u> 実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画(法令に基づく手続き ^{※4} の要否を含む。)を策定する。 <u>設計および工事の計画には、新規施設の設計および工事を実施する場合の計画を含む。</u>	運用の明確化(「設計および工事の計画」には、既存施設だけでなく新規施設の設計および工事を実施する場合も含まれることを明確にする。)	第2編も同じ
11	351	第119条(施設管理計画)	変更後欄 7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、 <u>以下の設計管理および作業管理を実施する。</u> a. 設計管理 (a) <u>原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設(ソフトウェアを含む。)に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第3条7.3の適用対象となるものかを判断する</u>	変更後欄 7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、 <u>以下の設計管理および作業管理を実施する。</u> a. 設計管理 (a) <u>原子炉施設の工事を行う場合、6.2で定めた設計および工事の計画に基づき、原子炉施設(ソフトウェアを含む。)に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ</u>	運用の明確化(工事を行う場合の設計管理および作業管理は、保全計画のうち「設計および工事の計画」に基づき実施するものであることを明確にする。)	第2編も同じ

No.	申請書頁	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
			<p>。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a. の設計管理の結果に従い工 事を実施する。</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p><u>第3条7.3の適用対象となるもの かを判断する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a. の設計管理の結果に従い, <u>6.2 で定めた設計および工事の 計画に基づき, 工事を実施す る。</u></p> <p>(以下, 省略)</p>		
12	373	第132条(記録) 表132-4 5.	<p>変更後欄</p> <p>(15) <u>当該計量の標準が存在しない 場合における, 校正または検証 の根拠の記録</u></p>	<p>変更後欄</p> <p>(15) <u>当該計量の標準が存在しない 場合における, 校正または検証の 根拠の記録</u></p>	記載の適正化	
13	416	第299条(放射性固 体廃棄物の管理)	<p>変更後欄</p> <p><u>11 放射線・化学管理課長は, 運搬 前に容器等の線量当量率が法令に 定める値を超えていないこと, お よび容器等の表面汚染密度が法令 に定める表面密度限度を超えてい ないことを確認する。ただし, 第 105条第1項(1)に定める区域か ら運搬する場合は, 表面密度限度 についての確認を省略できる。</u></p>	<p>変更後欄</p> <p><u>11 放射線・化学管理課長は, 運搬 前に容器等の線量当量率が法令に 定める値を超えていないこと, お よび容器等の表面汚染密度が法令 に定める表面密度限度を超えてい ないことを確認する。ただし, 第 305条第1項(1)に定める区域か ら運搬する場合は, 表面汚染密度 についての確認を省略できる。</u></p>	記載の適正化	
14	425	第319条(施設管理 計画)	<p>【変更後欄】</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 (中略)</p> <p>(2) その他自ら定める設備</p>	<p>【変更後欄】</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 (中略)</p> <p>(2) <u>第302条(表302)に定める放 出管理用計測器および第314条 (表314)に定める放射線計測器 類</u></p> <p>(3) その他自ら定める設備</p>	運用の明確化(第302条(表302)に定める放出管理用計測器および第314条(表314)に定める放射線計測器類の機能維持を行うことを明確に位置づける。)	
15	427	第319条(施設管理 計画)	<p><u>5. 保全活動管理指標の設定, 監視 計画の策定および監視</u></p> <p>(1) 組織は, 保全の有効性を監 視, 評価するために <u>4. の施設 管理の重要度を踏まえ, 系統レ ベルの保全活動管理指標を設 定する。</u></p>	<p><u>5. 保全活動管理指標の設定, 監視 計画の策定および監視</u></p> <p>(1) 組織は, 保全の有効性を監 視, 評価するために <u>4. の施設 管理の重要度を踏まえ, 施設管 理目標の中で系統レベルの保 全活動管理指標を設定する。</u></p>	運用の明確化(実用炉規則の要求事項(施設管理目標には, 重要度の高い系統について定量的に定める目標を含むこと)を明確にする。)	
16	430	第319条(施設管理 計画)	<p>変更後欄</p> <p><u>6. 2 設計および工事の計画の策 定</u></p> <p>(1) 組織は, <u>設計および工事を 実施する場合は, あらかじめ その方法および実施時期を定 めた計画(法令に基づく手続 き^{**2}の可否を含む。)</u>を策定 する。</p>	<p>変更後欄</p> <p><u>6. 2 設計および工事の計画の策 定</u></p> <p>(1) 組織は, <u>設計および工事を 実施する場合は, あらかじめ その方法および実施時期を定 めた計画(法令に基づく手続 き^{**2}の可否を含む。)</u>を策定 する。<u>設計および工事の計画 には, 新規施設の設計および 工事を実施する場合の計画を 含む。</u></p>	運用の明確化(「設計および工事の計画」には, 既存施設だけでなく新規施設の設計および工事を実施する場合も含まれることを明確にする。)	
17	431	第319条(施設管理 計画)	<p>変更後欄</p> <p><u>7. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は, <u>6. で定めた保全計 画に従って保全を実施する。</u></p>	<p>変更後欄</p> <p><u>7. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は, <u>6. で定めた保全計 画に従って保全を実施する。</u></p>	運用の明確化(工事を行う場合の設計管理および作業管理は, 保全計画のうち「設計お	

No.	申請書頁	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
			<p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の設計管理および作業管理を実施する。</u></p> <p><u>a. 設計管理</u> <u>(a) 性能維持施設の工事を行う場合、性能維持施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第 203 条 7.3 の適用対象となるものかを判断する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>b. 作業管理</u> <u>(a) a. の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の設計管理および作業管理を実施する。</u></p> <p><u>a. 設計管理</u> <u>(a) 性能維持施設の工事を行う場合、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、性能維持施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第 203 条 7.3 の適用対象となるものかを判断する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>b. 作業管理</u> <u>(a) a. の設計管理の結果に従い、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、工事を実施する。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	よび工事の計画」に基づき実施するものであることを明確にする。）	
18	452	第 332 条（記録） 表 332-4 5.	<p>変更後欄</p> <p><u>(15) 計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u></p>	<p>変更後欄</p> <p><u>(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録</u></p>	記載の適正化	
19	455	添付 2	<p>変更前・後欄</p> <p>添付 2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）<u>および</u>自然災害対応に係る実施基準 （第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 2 の 2 および第 17 条の 3 関連）</p>	<p>変更前・後欄</p> <p>添付 2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）、<u>自然災害および有毒ガス</u>対応に係る実施基準 （第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 2 の 2、第 17 条の 3 <u>および第 17 条の 3 の 2</u> 関連）</p>	記載の適正化	